U.S. Chamber of Commerce International Affairs | U.S.-Japan Business Council | JUBC Japan-U.S. Business Council

Digital Economy

日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）は、日米両業界が世界経済の成長に継続的に貢献するためには、経済活動を通した価値創造によりデジタル経済を拡大し、ビジネス環境の改善やビジネス機会を創出することが不可欠であると認識している。また、両国が直面するグローバルレベルの課題が多様化、複雑化が進む中で、デジタルデバイドの解消を含む公平、公正、安心、安全な社会と人々のWELL-BEINGを実現するには、日米両政府と両産業界がより強固な連携を追求し、更にリーダーシップを発揮することが必要であると確信している。この事を念頭に置き、我々は両国政府に対し以下の中長期的な提言を行う。

１．ルールに基づくグローバルな通商システムの強化・推進

世界的な危機が続く中でグローバルな通商と安全保障を支える民主的価値観を強化する必要性を考慮すると、両協議会はグローバルなデジタル経済を拡大するためには、保護貿易主義に立ち向かうことが鍵であると考える。この目的のため、両協議会は日米両政府に対し、ルールに基づくグローバルな通商システムの強化においてリーダーシップをさらに発揮するよう求める。

我々は、米国が環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（CPTPP）に再加盟し、それによりグローバルサウスを含む多くのアジア太平洋諸国が参加する多様な価値観と文化を相互に尊重する広域なバリューチェーンを確立することを支持し続けるが、同時に我々は現在のところ政治的に 米国のCPTPP 加盟は達成困難であると認識している。我々はインド太平洋枠組み(IPEF)の協議開始を地域への再関与の道筋として歓迎したが、また同枠組みが地域の繁栄の共有を促進し、自由で開かれた国際経済秩序を維持できると信じている。この目的のため、我々は、日米両政府に対し、地域における日米の利益を促進する有意義な戦略的及び商業的成果をもたらすべくIPEFを活用することを要請する。日米両国はデジタル経済のルール作りにおいてリーダーシップを発揮すべきであり、デジタル貿易に関する包括的で高水準のルールを設定することが不可欠である。我々は従い、交渉担当者に対し日米デジタル貿易協定条項を最低限条件とするよう要請する。

サプライチェーンの強靭化に関しては、参加国のリスクの軽減と強靭性の強化を目的とした即効性のある仕組みが早期に導入され、実行されることを期待する。

また両協議会は、ルールに基づくグローバルな通商システムを強化するため、両政府がWTOにおける紛争解決プロセスと手続きの交渉を改善するための努力に協力することを推奨する。我々はそして来る閣僚級会議かそれ以前に、実質的な合意に達するよう各政府に要請する。

2. 日米間の連携強化によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の促進

両協議会は、DXの加速こそが新しい製品やサービスの創出、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進や経済安全保障、諸社会課題の解決、生産性向上、投資拡大、ヘルスケアの改善、イノベーションの加速といった好循環の創出の基盤になると考える。デジタル化は強靭で効率的な社会・産業インフラの鍵である。そして、データ活用の増加は、経済と社会のあらゆる側面を変える可能性を秘めている。これらを実現するため、特に以下の領域において日米間の連携を強化すべきであると考える。

A） 重要技術とサプライチェーン強靭化への投資促進

両協議会は、特定国への危険な依存を排除し、グローバルサプライチェーンを強化しながら、日米両政府が、特に国内外での研究開発分野を含む投資拡大を促進する政策を展開すべきであると考える。サプライチェーンの分散化と多様化は、最大の関心事であるべきだ。特に半導体等の重要技術のサプライチェーンの強靭化は、大量かつ高速な情報処理を行うデジタル基盤を支える上で不可欠である。更に、日本の経済安全保障推進法や米国のthe CHIPS and Science Actの運用を歓迎する。我々はまた、将来にわたって競争力を提供できる分野と技術の特定と育成を含む戦略を策定するための、半導体分野における官民協力の重要性をも認識している。

B）国境を越える自由なデータ流通の促進

両協議会は、全てのサービスと金融サービス領域のための信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）のコンセプトを含む国境を越えるデータ流通を促進する政策枠組みや日米デジタル貿易協定などの頑強なデジタル貿易の規律を推進する両国政府の尽力を評価する。我々はまた、G7広島サミットで、G7デジタル・技術大臣会合の成果である「DFFT具体化のためのG7ビジョン及びそのプライオリティに関する附属書」及びDFFT具体化に向けた相互運用のための制度的取り決め(IAP)の設立が承認されたことを歓迎する。我々は実質的な成果をもたらすよう、早期にこれらのコミットメントを実施するよう求める。特に、原則ベースで、ソリューション指向の、マルチステークホルダーによるIAPは、金融サービスを含むデータの越境移転に関わる多様な障壁を除去・縮小する目標を有する国際的な官民協働のための場を提供するであろう。
また我々は、両国政府がG20、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）及び世界貿易機関（WTO）といった多国間フォーラム、世界貿易機関において、自由なデータ流通の促進に関して引き続き緊密に協力することを強く推奨する。我々は同時に、両政府が多国間フォーラムにおいて、高水準のプライバシー保護と開かれたデジタル市場を促進することを推奨する。また、こうした諸原則を採用するため、両国政府がAPEC越境プライバシールール（CBPR）システムやグローバルCBPRフォーラム、政府による個人データへのアクセスに関するOECDでの検討といった確立されたメカニズムを通じて、これらの諸原則を推進することを引き続き奨励する。

3. 安全で信頼できる次世代情報通信技術（ICT）インフラの整備と推進

両協議会は、安全で信頼できる次世代情報通信インフラは、社会インフラのデジタル化を加速することで、全ての産業を通じて、イノベーションを可能とし新しい機会を創出するものであると信じている。我々はまた、オープンで相互運用性のあるアーキテクチャーは、信頼できるベンダーを選択し、サプライチェーンを多様化するための選択肢を拡大させることで、経済安全保障を強化するための鍵となるものと確信している。我々は、２０２１年５月に開始された日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップに基づき、引き続き両国政府が、国内外においてバーチャルでオープン、相互運用可能で標準ベースの無線アクセスネットワーク（RANs）技術とソリューションの開発と任意的採用を加速する、明確、安全且つ信頼できる情報通信技術（ICT）5G技術の公共政策の確立を継続することを求める。我々は、研究、開発、テスト、実装向け投資コミットメントを遂行することで、両国政府がこれらの技術の採用を加速させるためのイニシアチブを取ることを引き続き推奨する。我々は、情報通信ネットワーク全体の信頼性と強靭性を強化するには、地上系のみならず、非地上系ネットワーク、海底ケーブル等で構成される複層的なネットワークを開発、展開、維持することが重要であると認識する。その観点から、（海洋横断海底ケーブルなどの）国際通信インフラを含む信頼性の高い強靭なネットワークを構築しグローバルな接続性を強化するため、引き続き両国政府がグローバルサウス含む同志国との連携を強化することを求める。

4. 人工知能（AI）の利活用促進の取り組みの加速

両協議会は、将来AI技術がグローバルな社会経済の発展に大きく寄与すると期待し、またその技術的な先進性が様々なリスクを内包することを認識している。この見解に基づき我々は、2023 年 4 月の G7 デジタル・技術大臣会合で認識されたアジャイルガバナンスのコンセプトに従い、ガバナンスの整備を昨今の生成 AI に見られる急激な技術革新の速度に追い付くようにする必要がある。その意味において、G7 広島サミットの首脳声明で表明された、人間中心のガバナンス、著作権と他の知的財産権の保護、透明性の促進、外国からの情報操作（偽情報を含む）への対応、これらの技術の責任ある活用といったテーマの検討を含み得る AI 広島プロセスの年内の創設への指示、またG7デジタル・技術大臣会合の AI ガバナンスの相互運用性を促進するためのアクションプランを歓迎する。我々は、これらの目標を達成するために両政府が早期に具体的な政策を実施するよう推奨する。

米国、日本、EU を含む色々な国と地域で AI に関する法律と規制の法令化が進む中で、両協議会は AI を世界規模で適正に活用しまた運用するには、それらのルールと標準の相互互換性を確保することが必須であると理解している。我々は両政府に対し、2023 年の G7 デジタル・技術大臣会合での宣言の精神を元に、産業界を含む関係するステークホルダーとの関係を強化しながら、これらの目標達成のため、リーダーシップを発揮することを求める。
更に、AI 責任ある開発と活用を確実にするには、AI ガバナンスの透明性とマルチステークホルダーによるアプローチを推奨することが不可欠である。これには、AI 原則と導入の間の乖離の橋渡しをする自主的基準やフレーワーク、行動規範の開発も含む。マルチステークホルダーのイニチアチブは、この乖離を特定しまたそれらに対処するために AI 分野の当事者を動員させる大きな可能性を有している。
両者がアジャイルガバナンス、リスクベースのアプローチを重視し、イノベーションを推進し、より広範囲の着想と適用のための適切な姿を追求しながら安全性、透明性、説明責任を促進することの重要性を共有していることを考慮すると、米国国立標準技術研

究所（「NIST」）の人工知能リスク管理フレームワーク（「AI RMF」)と日本の AI ガバナンスフレームワークは、AI ガバナンスの二国間の相互運用性の調整のための良い基盤を提供するであろう。

一方で我々は、誤情報／偽情報や倫理に関わる規制がイノベーションの妨げにならないよう慎重に検討する必要であると考える。

また我々は、AI の利用時には大量のデータを活用し、また膨大な電力を消費する事実に鑑み、関連するシステムの省エネ化と処理能力の向上がグリーントランスフォーメーションの観点で重要であると考える。この実現に不可欠となる先端半導体の量産化もまた同時に推進されるべきであると考える。経済発展や社会課題の解決に向けてDX推進の重要性が増す中、両協議会は日米両政府に、好循環、グローバルレベルの高い視座と連携により、半導体・デジタル産業戦略とグリーン成長戦略とのバランスを取るためのリーダーシップを行使するよう要請する。

5. 新興技術の利活用促進における日米のリーダーシップの強化

A） 量子技術の二国間・多国間協力の深耕

両協議会は両国政府に、日米競争力・強靭性（CoRe）パートナーシップに基づき、実証スキームと共同開発の実行を通して、量子情報、量子コンピューター、量子暗号、量子ネットワーキングの領域での量子技術の開発などの先端ソリューションの社会実装を加速させるよう求める。

我々は、両国政府が、両国間だけでなく将来的にグローバルサウスを含む、他の同志国とも共同で技術の調達及び活用を行う可能性も見据え、重要・新興技術の共同研究開発プロジェクトを実行する意図を有することを支持する。

また我々は、両国が公正でルールに基づいた標準開発プロセスを特定・保護し、量子技術などの先端・重要技術の鍵となる標準の策定プロセスへの産業界の参画とその能力を強化するためのアプローチを確立することが重要であると考える。

B） 没入型技術に関する官民対話の継続

両協議会は、G7広島サミットにて合意された没入型技術を含むデジタルエコノミーのガバナンスは民主的価値に沿って更新し続けられるべきであると考えを支持する。

更に、オンラインでの安全、セキュリティとプライバシーに対する権利を堅持しながら、テクノロジーの責任あるイノベーションと実装を推進するために、OECDを含む関連するマルチステークホルダーフォーラムにおける議論の継続し、またテクノロジー企業及び他の関連するステークホルダーと緊密に協議し協力すべきである。

我々は、没入型技術が、ヘルスケアなど様々な分野やユースケースを通じて数多くの革新的な機会を与える可能性が大きいことを認識している。我々は、高齢化が進む社会を含む人口動態の変化などの構造変化に直面し、生産性向上を推進し、充分な労働参加の確保の必要性が増大する中、我々はDXのペースを維持すべく、ヘルスケアの効能と効率や、デジタル技術を活用したリスキリングやアップスキリングなどの能力開発の取組を通じて個人を支援する政策を強化・展開するよう両政府に求める。

C）グローバルに認められたサイバーリスク管理フレームワークを通したオープンで相互運用可能な安全な　インターネットの推進

両協議会は、デジタル経済の発展には、技術やプラットフォーム上での公正性、説明責任、透明性、安全性、ハラスメント・ヘイト・虐待からの保護、プライバシー及び人権の尊重、基本的自由、そして個人データの保護と言った民主的価値に沿ったガバナンスと信頼性が担保されたインターネットが不可欠であると認識する。その意味において、デジタル・技術大臣会合の「自由でオープンかつ、グローバルで分断がなく、信頼性があり 相互運用可能なインターネットの維持・推進に向けたアクションプラン」を歓迎すると共に、示された目的を早期に達成するよう求める。

両協議会は、サイバーセキュリティのリスク管理、特に重要インフラに関するものは日米の経済と経済保障に不可欠であり、またデジタル通商の二国間パートナーシップにとっても重要なものであると認識している。両協議会はまた、常に進化し続けるサイバーセキュリティの脅威とその頻度の増加を踏まえると、インフラの強靭性を強化するためのデジタル技術活用はリスク管理

の鍵であり、更にまたサイバーリスク管理には、規範的な規制よりもリスクベースのアプローチの方がより有効であると認識している。サイバーセキュリティへのアプローチは、企業が長期的にセキュリティを強化するために利用できる、セクター全体に関連する国際的に認められたサイバーリスク管理フレームワークに準拠する必要がある。

産業界が、進化し続けるサイバー脅威に対し、進化し続けるベストプラクティス及び世界的に認知された標準をもって立ち向かえるようにすることが、より柔軟性が高く常に最新の、リスクベースのサイバーセキュリティ・アプローチに道を開くと引き続き考える。サイバー政策決定に対する国際的なアプローチがより整備されることにより、サイバーセキュリティ能力の強化が必要である中小企業がグローバルなサプライチェーンに統合されるプロセスも合理化される。

我々は両政府に対し、電子商取引に関するWTO共同イニシアチブやインド太平洋経済枠組みを含む将来の貿易協定に、日米デジタル貿易協定のサイバーセキュリティ条項を含めるよう要請する。